

社会福祉法人美瑛慈光会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人美瑛慈光会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する
- (2) 非常勤役員等については、報酬は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、正職員総合職給与規程第12条の規定に準ずる額

(費用弁償及び旅費)

第4条 非常勤役員等には別に定める旅費規程により費用を弁償することができる。

ただし、常勤役員及び施設職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 評議員及び役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の施設の職員を兼務する役員等に対しては、報酬を併給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与に準じた日とする。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受け行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。
この規程は令和元年7月1日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

名 称	報 酬
常 勤 理 事 長	500万円以上850万円以内の年俸とする
業務執行理事及び常勤理事	450万円以上800万円以内の年俸とする

※支給方法は、年俸の12分の1を毎月職員給与支給に準じた日に支給する。

※12分の1の端数が生じた場合には、最終支給月に精算支給する。